



宮 崎 県 公 報

令和 8 年 8 月 20 日（木曜日） 第 739 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 64,800 円

目 次

告 示

○指定障害児通所支援事業者の指定……………（障がい福祉課） 1	頁
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知……………（自然環境課） 1	
○公金の収納に関する事務の委託……………（国際・経済交流課） 1	
○道路の区域の変更（4件）……………（道路保全課） 2	
○道路の供用の開始（3件）……………（ “ ” ） 2	
○道路の占用を制限する区域の指定……………（ “ ” ） 3	

公 告

○土地改良区の土地改良事業計画変更の認可……………（農村整備課） 3	
○入札公告…………… 3	

人事委員会公告

○令和 8 年度宮崎県職員採用試験（大学卒業程度 （技術系職種特別枠））の実施…………… 5	
○令和 8 年度宮崎県職員採用試験（大学卒業程度 （一般行政（社会人）及び技術系職種（社会人 ）））の実施…………… 5	

告 示

宮崎県告示第 592号

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の5の3第 1 項に規定する指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和 8 年 8 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所 番 号	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 所		指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者		指 定 年月日	事 業 等 の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4550201117	木のねっこ	都城市高城町石山 3759番地 1	社会福祉法人照心 福祉会	都城市高城町桜木 854番地 1	令和 8 年 7 月 19 日	保育所等訪問支 援

宮崎県告示第 593号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和 8 年 8 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 北諸県郡三股町大字宮村字宇都 228・229・243－1・243－2・244・245・251－2・253－1・253－2・257－1・258・261から263まで・280から283まで・289・290・291－1・292－1（以上22筆について次の図に示す部分に限る。）、293
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県北諸県農林振興局並びに三股町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 594号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の2第 1 項の規定により、公金の収納に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託した。

令和 8 年 8 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 委託した指定公金事務取扱者

名 称	事務所の所在地
株式会社宮崎銀行	宮崎市橋通東四丁目 3 番 5 号
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町四丁目 6 番 7 号
株式会社しんきん情報サービ	東京都港区港南一丁目 8 番 27 号

ス	
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南 9 条西 5 丁目 421 番地
株式会社セブン－イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町 8 番地 8
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目 1 番 21 号
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 665 番地の 1
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目 10 番 1 号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目 11 番 2 号
ビリングシステム株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目 2 番 2 号

- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
ふるさと宮崎応援寄附金
- 3 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和 8 年 4 月 1 日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和 8 年 4 月 1 日
- 5 指定公金事務取扱者に委託する期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

宮崎県告示第 595 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 8 年 8 月 20 日から同年 9 月 3 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 8 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	327 号	日向市大字塩見字通り山 10947 番 1 地先から同市同大字通り山下 11023 番 1 地先まで	旧	10.0～ 16.3	181.6
				新	10.4～ 22.5	181.6

宮崎県告示第 596 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 8 年 8 月 20 日から同年 9 月 3 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 8 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
27	県道	宮崎北郷線	日南市北郷町北河内字小津留 7278 番 15 地先から同市同町北河内同字 7278 番 6 地先まで	旧	11.8～ 36.2	267.2
				新	11.8～ 36.2	267.2

宮崎県告示第 597 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 8 年 8 月 20 日から同年 9 月 3 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 8 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
45	県道	御池都城線	都城市乙房町 380 番 1 地先から同市同町 204 番 14 地先まで	旧	28.0～ 92.6	293.9
				新	22.3～ 33.3	264.9

宮崎県告示第 598 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 8 年 8 月 20 日から同年 9 月 3 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 8 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
225	県道	八重原延岡線	延岡市小野町 5594 番 1 地先から同市同町 5594 番 1 地先まで	旧	37.7～ 60.7	81.4
				新	37.7～ 62.1	81.4

宮崎県告示第 599 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、道

路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和8年8月20日から同年9月3日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年8月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	327号	日向市大字 塩見字通り 山 10947番 1 地先から 同市同大字 字通り山下 11023番 1 地先まで	令和8年8月20日

宮崎県告示第 600号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和8年8月20日から同年9月3日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年8月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
27	県道	宮崎北 郷線	日南市北郷 町北河内字 小津留7278 番15地先か ら同市同町 北河内同字 7278番 6 地 先まで	令和8年8月20日

宮崎県告示第 601号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和8年8月20日から同年9月3日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年8月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
142	県道	上椎葉 湯前線	東臼杵郡椎 葉村大字下 福良字上椎	令和8年8月20日

葉1826番 2
59地先から
同郡同村同
大字同字18
26番 369地
先まで

宮崎県告示第 602号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和8年8月20日から同年9月3日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年8月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	327号	東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字岸原 158 番 3 地先から同郡同村同大字同字 157 番 3 地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和8年9月4日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、西諸土地改良区（小林市）の土地改良事業計画（維持管理事業）の変更を認可した。

令和8年8月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

入札公告

宮崎県指定難病等医療費助成システム構築・導入業務に係る企画提案競技を次のとおり実施する。

令和8年8月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 企画提案競技に付する事項

- (1) 業務件名 宮崎県指定難病等医療費助成システム構築・導入業務（以下「本業務」という。）
- (2) 業務の特質等 宮崎県指定難病等医療費助成システム構築・導入業務委託調達仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで

2 企画提案競技に参加する者に必要な資格

この企画提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる要件を

全て満たす者とする。

- (1) 令和 8 年宮崎県告示第 94 号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が電算業務のものであること。
- (2) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、県から入札参加資格停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年宮崎県条例第 18 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は代表者及び役員が同条第 4 号に規定する暴力団関係者でない者であること。
- (6) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、過去に本業務と同種、同規模以上の業務の実績を有する者であること。
- (7) 県税に未納がないこと。
- (8) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。

3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

2(1)に掲げる資格を有しない者で、企画提案競技への参加を希望する者は、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

- (1) 申請用紙を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達第一担当 郵便番号 880-8501 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 電話番号 0985 (26) 7208
- (2) 申請書類の受付期間 令和 8 年 8 月 20 日から令和 8 年 9 月 18 日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には参加資格審査が企画提案競技に間に合わないことがある。

なお、企画提案競技に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

4 宮崎県指定難病等医療費助成システム構築・導入業務委託企画提案競技実施要領（以下「実施要領」という。）及び仕様書の配布場所及び配布期間

- (1) 配布場所 宮崎県福祉保健部健康増進課がん・疾病対策担当 郵便番号 880-8501 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 電話番号 0985 (26) 7079
- (2) 配布期間 令和 8 年 8 月 20 日から令和 8 年 9 月 29 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

5 企画提案競技に関する質問

企画提案競技及び仕様書に関する質問がある場合は、実施要領に定める企画提案競技質問書を提出すること。

- (1) 提出先 宮崎県福祉保健部健康増進課がん・疾病対策担当
- (2) 提出期限 令和 8 年 9 月 7 日午後 5 時
- (3) 提出方法 電子メール（kenkozoshin@pref.miyazaki.lg.jp）又はファックス（0985 (26) 7336）
- (4) 回答方法 軽微なものを除き、企画提案競技への参加申込書提出者全てに電子メールで通知する。ただし、質問者名は公表

しない。

6 企画提案競技参加申込書の提出先、提出期限及び提出方法

企画提案競技への参加を希望する者は、次により企画提案競技参加申込書を提出すること。

- (1) 提出先 宮崎県福祉保健部健康増進課がん・疾病対策担当
- (2) 提出期限 令和 8 年 9 月 18 日午後 5 時
- (3) 提出方法 電子メール（kenkozoshin@pref.miyazaki.lg.jp）又はファックス（0985 (26) 7336）

7 企画提案書等の提出先、提出期限及び提出方法

- (1) 提出先 宮崎県福祉保健部健康増進課がん・疾病対策担当
- (2) 提出期限 令和 8 年 9 月 29 日午後 5 時（郵送であっても必着とする。）
- (3) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

8 審査

資格審査の上、企画提案書等の書類をもとに、別に設置する選定委員会の審査を経て受託候補者を選定するものとする。

9 企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は、無効とする。

- (1) 参加する資格のない者又は受託候補者の決定までに 2 の要件を満たさなくなった者
- (2) 企画提案競技参加申込書、企画提案書、企画提案書本文その他企画提案競技に関連して提出された書類に虚偽の記載をした者
- (3) 2 件以上の企画提案をした者
- (4) 6(2)の提出期限までに企画提案競技参加申込書を提出しなかった者
- (5) 7(2)の提出期限までに企画提案書等を提出しなかった者
- (6) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて提出した者
- (7) 2 人以上の代理人をした者
- (8) 企画提案書及び見積書について、金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した、又は不明な提案をした者

10 契約締結等

- (1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。
- (2) 受託候補者との協議が整わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。
- (3) 契約保証金については、宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）第 101 条の規定による。

11 企画提案競技に関する事務を担当する部局

宮崎県福祉保健部健康増進課がん・疾病対策担当

12 企画提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

13 その他

- (1) この企画提案競技による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理において、宮崎県政府調達苦情検討委員会の調達手続の停止等に関する要請を受けた場合は、調達手続の停止等を行うことがある。
- (3) 企画提案書の作成、提出等に関し必要な費用は、企画提案競技に参加する者の負担とする。

(4) その他この企画提案競技に関する詳細は、実施要領による。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the service required: Construction and implementation of an information system for medical cost subsidies for designated intractable diseases, etc. in Miyazaki Prefecture 1 set
- (2) Proposal submission deadline: 5:00p.m. 29 September, 2026
- (3) Point of contact: Health Promotion Division, Public Welfare and Health Department, Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 Tachibana-dori Higashi, Miyazaki City, Miyazaki Prefecture, 880-8501 Japan, TEL: +81-985-26-7079

人事委員会公告

令和 8 年度宮崎県職員採用試験（大学卒業程度（技術系職種特別枠））の実施について、職員の任用に関する規則（昭和45年宮崎県人事委員会規則第 1 号）第12条の規定により、別冊のとおり公表する。

令和 8 年 8 月 20 日

宮崎県人事委員会委員長 桑 山 秀 彦

令和 8 年度宮崎県職員採用試験（大学卒業程度（一般行政（社会人）及び技術系職種（社会人）））の実施について、職員の任用に関する規則（昭和45年宮崎県人事委員会規則第 1 号）第12条の規定により、別冊のとおり公表する。

令和 8 年 8 月 20 日

宮崎県人事委員会委員長 桑 山 秀 彦

--	--